

(意見書案第23号)

アイヌ民族を先住民族と位置づけるための措置に関する意見書

さきの国会において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で可決された。政府は、この決議を受けて、アイヌ民族が先住民族であるとの認識を示す内閣官房長官談話を表明した。

国会決議において示された「我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない」という認識を、共有しなければならない。

政府が、国会決議にある「先住民族の権利に関する国際連合宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立」を速やかに実現することを期待する。

また、総合的な施策については、アイヌ文化の振興や保存・伝承、教育の充実、就業支援などの生活の向上の視点で、国の責務として拡充を図ることが求められるものであり、道においても、アイヌ施策の推進に主体的に取り組む必要がある。

よって、政府においては、アイヌの人たちの民族としての誇りを尊重し、社会的、経済的地位の向上を図るために、アイヌの人たちの意見を取り入れ、実効性のある施策を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣

} 宛